

南陽市登下校防犯プラン

南陽市教育委員会

H30. 8月策定

1 はじめに

平成30年5月、新潟市において、下校途中の7歳の児童が殺害された事件を受け、今後も、社会全体で子供の安全を守ることが一層求められている。そのような中、平成30年6月22日、「登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議」にて「登下校防犯プラン」がまとめられた。

本市においても、その趣旨や内容を踏まえ、「地域総合型教育」の更なる推進として関係機関との連携強化を図り、学校や地域の実情に応じた安全確保対策に取り組むものである。そこで、「南陽市登下校防犯プラン」として、南陽市教育委員会、南陽警察署、防犯協会、学校等が連携強化を図り、登下校における小学生等の「1人区間」や「見守りの空白地帯」における子供の危険を取り除くため、総合的な防犯対策の強化に努めるものである。

2 南陽市における関係機関の連携を生かした防犯対策

登下校時における防犯対策の推進に当たっては、南陽警察署、南陽市教育委員会（学校教育課＜小学校所管＞・社会教育課＜放課後子供教室所管＞）、南陽市防犯協会、小学校、PTA、市民課、その他関係機関等が連携し、以下の対策に取り組む。

- (1) 登下校時における防犯対策に関する連携の場となる「南陽市通学路の防犯対策連絡協議会」を組織する。この「南陽市通学路の防犯対策連絡協議会」は、南陽市教育委員会学校教育課による主催のもと、南陽警察署、7小学校、南陽市防犯協会各支部、放課後子供教室所管課、との連携を強化しながら、登下校における防犯対策について協議する。
- (2) 「南陽市通学路の防犯対策連絡協議会」を開催するにあたり、本プランの趣旨理解や協力要請、具体的取り組みの共有を図るため、事前に「南陽市通学路の防犯対策に向けた連絡会議」を設定し、本プランの趣旨等を共有するとともに、南陽市として組織的な取り組みにつながるよう努める。

3 通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善

登下校時における子供の安全確保のために、前述の「南陽市通学路の防犯対策連絡協議会」が中心となって、緊急合同点検を行う。その際、「1人区間」の把握と「見守りの空白地帯」等の危険箇所を把握・共有した上で、地域住民や関係機関等との連携・協力のもと、環境の整備・改善に努める。

- (1) 通学路の防犯の観点による緊急合同点検の実施、危険箇所に関する情報共有

- ① 「南陽市通学路の防犯対策連絡協議会」また、PTA、保護者、見守りに関わる地域住民、その他関係機関に対し、必要に応じて協力を要請しながら、政府が示す要領等を踏まえ、通

学路の防犯の観点から緊急合同点検を実施する。

- ②緊急合同点検の実施にあたっては、環境の整備・改善につなげやすくするために、点検実施後の危険箇所等について南陽市のホームページ等で公表しながら「見える化」を図り、関係機関等の連携の実質的な深化・強化に努める。

(2) 危険箇所の重点的な警戒・見守り

- ①緊急合同点検により把握された危険箇所について、南陽警察署等による警戒・パトロールが重点的に実施されるよう要請する。
- ②地域の見守り隊や防犯ボランティア、地域住民等による見守り（活動）についても、危険箇所への重点的な配置へのシフトがなされるように配慮し、その効率的・効果的な活動への充実に努める。

(3) 防犯カメラ等のハード面の整備に向けた取り組みの検討

- ①現在、南陽市内における公的な防犯カメラの設置は2箇所のみである。今後、緊急合同点検により把握された危険箇所に対し、環境整備・改善策の1つとして現場のニーズを踏まえ、通学路における防犯カメラの緊急的整備が政府による支援策として講じられる方向性が示されている。そのニーズを把握し、防犯カメラの整備についても検討していく。
- ②公共施設の整備に併せ、安全性の確保等の施設管理上の観点から、防犯カメラ、防犯灯、見通しの良い植栽・柵等を設置する場合、市街地整備の一環として、政府において、社会資本整備総合交付金等による支援が示されている。そのニーズを把握し、ハード面の整備に向けた取り組みを検討していく。

4 不審者情報等の共有及び迅速な対応

南陽市においては、各学校が把握した不審者情報は、すぐに南陽市教育委員会学校教育課へ連絡するとともに南陽警察署生活安全課へ通報し、迅速かつ適切な対応がなされるようにしている。その情報が即時的かつ確実に、近隣小中学校や関係機関に提供されるように一層努めていく。

(1) 南陽警察署・南陽市教育委員会・学校間の情報共有

- ①不審者等情報については、従来のやり取りがスムーズに進むように、必要に応じて改善に努めていく。学校からの情報については、即時対応による成果がより高まるよう、時間をおかずに報告・通報がなされるように指導する。
- ②学校が子供等から把握した不審者情報等についても、プライバシーに配慮しつつ、南陽警察署が提供を受けて双方向での共有を行うものとする。

(2) 放課後子供教室の安全対策の強化

- ①南陽市においては、放課後子供教室が実施されている。その放課後子供教室における安全対策を改めて見直し、必要に応じて改訂に努める。また、放課後子供教室が開催されている時間帯において不審者等情報の提供を受けた際の危機管理体制・安全確保の対策についての具体的方策を共有する。

5 子供の危険回避に関する対策の促進

登下校時における防犯対策については、子供を極力一人にしないという観点から、安全な登下校方策を策定し実施することが重要であり、例えば「見守りの空白地帯」における子供の危険を取り除くためには、様々な方策を組み合わせるよう努める。

また、小学校低学年の子供に多くの役割を期待することは現実的ではないものの、子供自身にも、発達の段階に応じて、危険予測・回避能力を身に付けさせるための防犯教育を行うことは不可欠であり、教育課呈上に明確に位置づけるよう努める。

さらに、こうした能力を身に付けた子供が社会人となり、社会全体の防犯意識の向上や安全で安心な地域づくりに寄与することも期待し、対策の充実に努めたい。

(1) 防犯教育の充実

- ①防犯の専門家の知見等も活用しつつ、学校内外における防犯教室等を通じ、子供に危険予測・回避能力を身に付けさせる実践的・体験的な防犯教育を推進する。
- ②保護者が、直接的な見守り活動への参加が困難な場合にであっても、自宅周辺の「1人区間」の状況や「子供110番の家」の所在地等を子供と確認すること、子供が把握した不審者情報等を聞き出すこと等、家庭においてこそ効果的に果たせる役割を踏まえた防犯の取組みを推奨・啓発することに努める。

平成30年8月策定：南陽市教育委員会学校教育課
参考：登下校時の子供の安全確保に関する関係関係
会議策定「登下校防犯プラン」他

平成30年度 通学路における緊急合同点検等実施要領【南陽市版】

南陽市教育委員会

1 実施対象

南陽市立小学校の通学路

2 実施主体

「南陽市通学路の防犯対策連絡協議会」

※南陽警察署、南陽市教育委員会（学校教育課＜小学校所管＞・社会教育課＜放課後子供教室所管＞）、南陽市防犯協会、小学校、PTA、その他関係機関等

3 実施スケジュール

- ・ 8月 7日（火）：「南陽市通学路の防犯対策に向けた連絡会議」
- ・ 夏休み期間中 ：各小学校へ通常の通学路点検における視点の確認と今後の予定等事前周知
- ・ 8月21日（火）：校長会における今後の予定等の周知（市教委）
- ・ 8月21日（火）：各小学校へ本要綱に基づいた緊急合同点検の危険箇所の抽出依頼（学校）
- ・ 8月31日（金）：抽出箇所の報告〆切（学校）
- ・ 9月10日（月）：抽出危険箇所の集約完了（市教委）
- ・ 9月20日（木）：「南陽市通学路の防犯対策連絡協議会」並びに緊急合同点検
- ・ 9月28日（金）：緊急合同点検の結果集計完了（市教委）
- ・ 10月4日（木）：県教育委員会を通じて、文部科学省へ報告
- ・ 10月中旬 ：南陽市ホームページ内に緊急合同点検で把握した危険箇所の公表（市教委）
- ・ 10月中旬以降：「南陽市通学路の防犯対策連絡協議会」開催（対策のまとめ）

4 実施内容の具体

（1）学校・保護者等による危険箇所の抽出

- ①各小学校においては、夏季休業中またはその前後に行った「通学路安全点検」において、防犯上、危険と思われる箇所を抽出する。可能な限り、PTA等の協力を得られるよう要請するよう努める。
- ②その際、児童の登下校にあたり、（ア）「1人区間」（概ね500mの区間、一人で登下校せざるを得ない区間。）並びに（イ）「見守りの空白地帯」（見守り隊や地域住民等の見守り（子供110番の家）がほとんどなく、防犯上の視点でも非常に危険と思われる区間。）がないかどうかを確認するとともに、「別紙報告書」に沿った視点において点検を行う。
- ③各小学校においては、上記①、②の結果をまとめた「別紙報告書」を所定の期日まで、学校教育課指導係宛に提出する。（報告書内容及び期日等の詳細については、別途、通知させていただきます。）
- ④上記①、②の合同点検において、緊急に対応が必要とされる箇所については、すぐに学校教育課指導係に報告する。また、学校教育課より南陽警察署へ報告・協議し、対応に努める。

(2) 緊急合同点検の実施及び対策が必要な箇所の抽出

- ①上記(1)において報告された箇所について、学校教育課においてとりまとめを行い、必要に応じて当該小学校との連絡調整を行う。
- ②その上で、「緊急合同点検」を実施し、対応が必要となる箇所について、必要に応じて南陽警察署と協議しながら抽出する。
- ③抽出された箇所について、「南陽市通学路の防犯対策連絡協議会」において共有した後、「緊急合同点検」を行う。

(3) 対策案の作成と実施

- ①緊急合同点検を受け、それぞれの箇所における防犯対策を学校教育課、南陽警察署、関係機関等で検討する。その際、ハード面における対応が余儀なくされる場合があることも想定されるが、必要に応じて市当局への支援も要請していく。
- ②ハード面以外の対応としては、概ね、マンパワーによる支援・協力が必要であると考えられる。そのため、関係機関はもとより、保護者・地域住民にも現状理解と協力要請を行い、地域総ぐるみでの防犯対策に広がるよう(地域連携の場の構築・拡大)に努める。
- ③「南陽市通学路の防犯対策連絡協議会」における活動内容及び危険箇所の「見える化」につながるよう南陽市のホームページ上に掲載する。

5 実施結果の報告

南陽市教育委員会は、上記3に基づいて行った緊急合同点検の結果について必要事項をとりまとめ、指定の期日まで置賜教育事務所を経由し、文部科学省に報告を行う。

6 その他

その他、必要な事項等については、「南陽市通学路の防犯対策に向けた連絡会議」においてその方向性を共有・検討した上で、「南陽市通学路の防犯対策連絡協議会」で協議する。

また、次年度以降の取組みについては、今後検討していくが、交通安全対策の通学路点検・合同点検とのタイアップも模索する方向で検討する。